

## ○かほく市最低制限価格の設定に関する要綱

平成20年9月19日

告示第107号

改正 平成21年6月22日告示第116号

平成23年4月28日告示第95号

平成25年5月31日告示第78号

平成25年12月20日告示第124号

平成28年3月22日告示第24号

平成29年3月27日告示第36号

平成31年4月1日告示第68号

令和2年3月19日告示第28号

令和4年3月30日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定の規定により準用する場合を含む。)及びかほく市財務規則(平成16年かほく市規則第29号)第135条の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する契約の種類は、契約の内容に応じ、その都度定めるものとする。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額をいう。以下同じ。)を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事については、次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備工事その他工事については、次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 直接工事費に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項第1号又は第2号の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とすることができる。(測量、設計等業務委託における最低制限価格の算出方法)

第4条 測量、設計等業務委託における最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、第1号から第3号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第4号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、当該予定価格の3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 建設コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設含む）については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 補償コンサルタント業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

(4) 測量業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 地質調査業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(6) その他の業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の6から10分の8までの範囲内（前項第4号に係る業務については、10分の6から10分の8.2までの範囲内、前項第5号に係る業務については、3分の2から10分の8.5までの範囲内）の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

（最低制限価格の周知）

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日告示第116号)

この告示は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則 (平成23年4月28日告示第95号)

この告示は、平成23年5月2日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則 (平成25年5月31日告示第78号)

この告示は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則 (平成25年12月20日告示第124号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日告示第24号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則 (平成29年3月27日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則 (平成31年4月1日告示第68号)

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則 (令和2年3月19日告示第28号)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則 (令和4年3月30日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。